香川マルチメディアビジネスフォーラム規約

平成7年9月1日制定平成23年5月19日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、香川マルチメディアビジネスフォーラム (以下 「フォーラム」 という。) と称 する。

(目的)

第2条 フォーラムは、ITを活用した経営の向上や新たなビジネスの創出を図るとともに、会員企業の交流を促進し、もって本県産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 講演会、セミナーの開催
 - (2) 先進地視察の実施
 - (3) 会員企業の交流促進
 - (4) かがわ産業振興クラブとの合同事業
 - (5) その他フォーラムの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 フォーラムは、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に委員会を設けるとともに、 フォーラムの庶務事務を処理する事務局を設ける。

第2章 会員

(会員)

第5条 フォーラムは、第2条の目的に賛同する者をもって組織する。

(加入)

第6条 フォーラムに入会しようとする者は、入会申込書(第1号様式)により、会長に申し込まなければならない。

(误会)

第7条 フォーラムを退会しようとする者は、退会届(第2号様式)を会長に届け出なければならない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

第3章 役員

(役員)

- 第9条 フォーラムに、次の役員を置く。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 委員 15名以内
 - (5) 監事 2名
- 2 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の職務)

- 第10条 会長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 委員は、会長、副会長及び監事とともに委員会を構成し、会務の執行に関する事項及びこの 規約に定める事項を審議決定する。
- 4 監事は、フォーラムの業務及び会計を監査する。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は、2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任 期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問、相談役及び参与)

- 第12条 フォーラムには顧問、相談役及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、必要に応じてフォーラムの活動に助言を与えることができる。
- 3 参与は、フォーラムの活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

第4章 会議

(総会)

- 第13条 総会は、会員によって構成し、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、 臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他フォーラムの運営に関する重要事項

(委員会)

- 第14条 委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 2 委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付すべき事項に関すること

- (2) 総会において決議した事項の運営に関すること
- (3) その他会長が必要と認めた事項

第5章 会計等

(会計)

第15条 フォーラムに要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度等)

第16条 フォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。フォーラムの事業年度も、また同様とする。

第6章 補則

(事務局)

- 第17条 フォーラムの事務局は、高松市内に置く。
- 2 事務局に、事務局長、事務局次長及び職員を置く。
- 3 事務局長、事務局次長及び職員は、会長が任免する。

(細則)

第18条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成9年3月31日までとし、設立当初の会計年度及び事業年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から平成8年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成9年5月20日から施行する。

附則

この規約は、平成11年6月18日から施行する。

附則

この規約は、平成13年6月19日から施行する。

附則

この規約は、平成15年6月17日から施行する。

附則

この規約は、平成18年6月20日から施行する。

附則

この規約は、平成21年5月19日から施行する。ただし、準会員として既に承認されている会員については、なお従前の例による。

附則

この規約は、平成23年5月19日から施行する。